

山村振興法について（昭和40年法律第64号）

○ 山村振興法は、昭和40年に議員立法により10年間の時限立法として制定。

○ その後、昭和50年、60年、平成7年、17年、27年、令和7年の6度にわたり期限延長（現行法は令和17年3月31日が期限）。

※令和6年度改正は青字部分

山村振興法の目的（第1条）

山村の振興に関し、基本理念を定め、その目標及び国等の責務を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村の自立的かつ持続的な発展を促進し、山村における地域の特性を生かした産業の成長発展等による経済力の培養と住民の福祉の向上並びに山村への移住、山村における定住等及び地域間交流の促進並びに人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与すること。

山村の現状

山村の役割（第1条）

- 農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保等自然環境の保全、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担う

山村の実情（第2条）

- 交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない

山村の定義（第2条）

山間地その他で政令に定める要件に該当するもの

- 旧市町村（S25の単位）のS35時点で
・林野率 0.75以上
・人口密度 1.16人/町歩未満

振興山村（第7条）

知事の申請→主務大臣※の指定

※国土交通、総務及び農林水産大臣

基本理念（第2条の2）

山村の振興は、次を旨として行わなければならない

- 山村の有する多面的機能が十分発揮され、国民が将来にわたってその恵沢を享受できるよう、農林水産業の生産活動及び共同活動の継続、森林等の保全を図ること
- 持続可能な地域社会の維持・形成がなされるよう、産業基盤、生活環境の整備等を図ること
- 就業機会の創出、住民福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成、移住、定住、特定居住（二地域居住）及び地域間交流の促進を図ること

山村の振興は基本理念にのっとり、次の目標に従って推進

山村振興の目標（第3条）

交通機能の確保・向上 / デジタル社会の形成 / 農道・林道整備等による未利用資源の開発 / 産業振興と雇用増大 / 災害防除 / 住民生活の安定と福祉の向上 / 多様な人材の確保・育成

基本理念にのっとり、目標を達成するための責務

【国の責務】 国及び地方公共団体の責務（第4、5条）

- 山村振興のため必要な施策を総合的に策定及び実施する責務
- 必要な事業の実施に関し、補助の条件の緩和等の財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう配慮すること
- 国有林野の積極的活用その他の適切な施策の確立及び拡充に努めること

【地方公共団体の責務】

- 山村振興のため、必要な事業の円滑な実施、市町村相互間の広域的な連携の確保及び市町村に対する情報の提供等の援助に努めること

株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け（第17条）

（株）日本政策金融公庫は、振興山村の農林漁業者やその法人に対し、都道府県知事の認定を受けた農林漁業の経営改善又は振興のための計画の実施に必要な資金の貸付けを行う。

山村振興基本方針（第7条の2）

都道府県が作成→主務大臣に提出（関係行政機関の長に通知）

基本方針に基づき作成

山村振興計画（第8条）

- 市町村が都道府県との協議の上作成
- 主務大臣に提出（関係行政機関の長に通知）
- 産業振興施策促進事項の策定→取組への特例措置

計画に基づく特例

計画に基づく事業の助成等（第10、第10条の2、11条）

- 地域資源を活用する事業者への助成
- 基幹道路の都道府県代行制度
- 振興に必要な事業の補助条件の改善等の措置（補助率のアップ・採択基準の緩和等）
- 地方債についての配慮

産業振興施策促進事項の特例（第8条の6～第8条の9）

- 林業・木材産業改善資金助成法の特例
- 補助金適正化法の財産処分の制限の特例
- 農地法等による処分についての配慮
- 中小企業者に対する配慮

国及び地方公共団体の配慮規定（第17条の2～第21条の9）

以下の①～⑳の事項について、国及び地方公共団体は適切な配慮を行うものとする。

- 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保、物資の流通の確保
 - 保健医療サービス、介護サービス、保育サービスの住民負担の軽減
 - 地域文化の保存・活用、保存・活用の担い手の育成、文化の振興
 - 鳥獣被害の防止、被害防止に寄与する人材の育成・確保、ジビエ利用の促進
 - 教育環境の整備
 - 移住等の促進に資する生活環境の整備
 - 移住等をしようとする者の来訪及び滞在の促進
 - 都市等と山村の交流の促進等
 - 地域社会の担い手となる人材の育成、関係者間の連携・強力の確保
 - 自然環境の保全及び再生
 - 規制の見直し
- 農林水産業その他の産業の振興
 - 森林の整備及び保全、木材利用の推進等
 - 再生可能エネルギーの利用の推進
 - 就業の促進
 - 防災に関する施策の推進
 - 感染症発生時における住民生活の安定等
 - 医療の確保（遠隔医療を含む）
 - 介護給付等対象サービス・障害福祉サービス等の確保等
 - 高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備等